

第24期事業報告書

(自 平成17年10月1日 至 平成18年9月30日)

株式会社ディーワンダーランド

株主の皆様へ

株主の皆様には、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃は格別のご支援ならびにご愛顧を賜わり厚く御礼申し上げます。

さて、当社第24期（自 平成17年10月1日 至 平成18年9月30日）の事業の概況につきましてご報告申し上げます。

代表取締役社長 久野哲彦

企業集団の現況

(1) 事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、原油や金属などの素材価格の高止まり、公共事業の縮小、インフレ懸念などの不安要素はあるものの、好調な企業業績や雇用環境の改善を背景に民間需要主導により、設備投資や個人消費が増加し、緩やかな成長を続けております。情報サービス業界におきましては、高水準の企業収益を受けて情報管理の強化や効率化に向けた積極的な情報システム投資を行う企業も増えつつあります。しかしながら、人手不足によるシステム構築の受注見送りや、顧客の情報システムに対する低価格・高品質要請や価格引下げ要求など、経営環境は厳しい状況が続いております。中古品小売業界におきましては、循環型社会への移行を背景に当業界もより身近な存在となり、社会的役割がより重要度を増す状況になってきております。しかしながら、これに伴い競合他社及び新規参入業者の増加がみられ、買取においては買取価格競争の激化、販売においては顧客による店舗の選別化により、より厳しい価格競争の業界へと変貌してきております。

このような状況の中、当社は前期に受注いたしました大型システム開発案件の遂行に全力を注いでまいりましたが、顧客からの仕様変更、追加要件の要請により開発工数が増加し、案件としての規模が大きくなり、難易度も上がったために開発に遅れが発生いたしました。また、当該案件後に、そのシステムの運用・展開、及び保守管理として見込んでおりました案件につきましても開始することができず、また、別途見込んでおりました諸案件につきましても、当該案件の遅れの影響で営業活動の動き出しも遅れ、受注には至りませんでした。

子会社の㈱大黒屋におきましては、経営戦略であるローコストマネジメントを実行しながら、その地域に合った店舗スタイルで地域業界ナ

ナンバーワンを目指しました。当下半期は、社内体制整備の強化を優先したことから新規の出店はありませんでした。当下半期の中古品買取額につきましては、2,911百万円となりました。中古品売上高につきましては、昨年9月にオープンしました大阪ミナミ店の売上げが寄与したことにより4,259百万円となりました。また、当下半期の営業利益につきましては、販売が好調であったことから1,159百万円となりましたが、買取価格の競合が激化し、売上高総利益率は低下する傾向にあります。今後もこの傾向は続くものと考えられます。

以上の結果、当連結会計年度の連結売上高は4,844百万円となり、経常利益は136百万円、当期純利益は600百万円となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資は子会社㈱大黒屋の埼玉地区初の進出に伴う大宮店開設に向け建設仮勘定11百万円、入居保証金12百万円を計上しております。

なお、現在同社は関東地区10店舗・大阪地区2店舗の構成ですが、同社を取り巻く環境、顧客ニーズに対応すべく、今後、全国の主要都市に店舗展開する予定です。

③ 資金調達の状況

資金調達面につきまして当社単体では、平成16年11月9日付で金融機関と500百万円の当座貸越元本極度額の契約（平成17年4月28日付で元本極度額を300百万円に変更）を締結し、運転資金として今期500百万円の借入を行いました。借入実行残高は100百万円となっております。

さらに、平成18年9月22日付で子会社の㈱大黒屋ホールディングスから、運転資金として300百万円の借入（弁済期日平成19年4月20日）を行いました。

また、平成17年11月30日弁済期日の150百万円の株主からの借入金については、同年11月4日付で契約変更を締結し、弁済期日を平成18年11月30日に変更しております。

子会社の(有)大黒屋ホールディングス（(有)大黒屋ホールディングスは、当社が㈱大黒屋、ザグ(株)及び(株)エビスの株式を譲り受けるために取得した当社の100%子会社です。平成18年5月30日付で(株)大黒屋ホールディングスに商号変更。以下、「DHD」といいます。）におきましては、平成18年3月に(株)大黒屋、ザグ(株)及び(株)エビスの株式のすべてを取得し子会社化致しました。その際、DHDは金融機関から総額11,000百万円の資金調達（短期借入3,500百万円、長期借入7,500百万円）を行いました。このリファイナンス資金として、同年9月29日付で、金融機関より

11,000百万円の長期借入（弁済期日は平成23年9月20日）と極度限度額1,000百万円のリボルビング・ファシリティの契約を締結し、当該長短借入を借替ました。

以上に伴い、平成18年6月9日開催の当社臨時株主総会で決議しました「無担保転換社債型新株予約権付社債（上限3,500百万円）」の発行は中止しております。

- ④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況
特記事項はございません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
特記事項はございません。
- ⑥ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権の取得の状況
当社は平成18年3月に(有)大黒屋ホールディングスの出資金の100%を取得して連結子会社といたしました。同社は、同年3月29日付で(株)大黒屋、ザグ(株)及び(株)エビスの株式を取得して子会社化しております。
なお、同社は平成18年5月30日付で(株)大黒屋ホールディングスに商号変更しております。
- ⑦ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
特記事項はございません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 21 期 (平成15年9月期)	第 22 期 (平成16年9月期)	第 23 期 (平成17年9月期)	第 24 期 (当連結会計年度 平成18年9月期)
売 上 高 (千円)	—	—	—	4,844,443
当期純利益又は 当期純損失(△) (千円)	—	—	—	600,533
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	—	—	—	23.67
総 資 産 (千円)	—	—	—	19,158,069
純 資 産 (千円)	—	—	—	6,765,735
1株当たり純資産額 (円)	—	—	—	186.49

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式を除く）に基づき算出したものであります。
 なお、第24期連結会計年度の平成18年3月30日付で普通株式2,200万株を増資しております。
2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数（自己株式除く）に基づき算出したものであります。
3. 第24期より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。
4. 第21期、第22期及び第23期は、子会社が存在しなかったため、記載を行っておりません。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 21 期 (平成15年9月期)	第 22 期 (平成16年9月期)	第 23 期 (平成17年9月期)	第 24 期 (当事業計年度 平成18年9月期)
売 上 高 (千円)	181,901	164,588	221,167	40,901
当期純利益又は 当期純損失(△) (千円)	△1,020,378	△2,415,136	△ 106,699	581,858
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	△ 95.36	△ 169.80	△ 7.50	22.93
総 資 産 (千円)	4,508,016	1,091,803	1,207,391	7,796,670
純 資 産 (千円)	3,182,946	771,164	680,361	6,749,922
1株当たり純資産額 (円)	223.78	54.21	47.83	186.05

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社等との関係

会社名	資本金	議決権の被所有割合	主要な事業内容
オリオン・キャピタル・マネージメント(株)	10,000千円	38.65%	投資業、有価証券の投資及び売買、経営コンサルタント

- (注) 1. 同社は当社株式を14,000千株保有しており、同社代表取締役社長の大西幸志氏が社外取締役として就任しております。
2. 当社は同社の出資先企業であり、受注販売等事業上の取引はございません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権の所有割合	主要な事業内容
㈱大黒屋ホールディングス	30,500千円	100.0%	ホールディングカンパニー
㈱大黒屋	50,000千円	100.0%	質屋業・古物売買業
㈱エビス	10,000千円	100.0%	不動産賃貸業
ザグ(株)	10,000千円	100.0%	不動産賃貸業

- (注) 上記4社は平成18年12月1日付を以て存続会社を㈱大黒屋ホールディングス(同日㈱大黒屋に社名変更)とし合併いたしました。

③ 企業結合の成果

当社の連結子会社は、上記の重要な子会社4社であり、持分法適用会社はありません。当連結会計年度の売上高は4,844百万円、当期純利益は600百万円であります。

(4) 対処すべき課題

当社グループが、ブランド品リサイクルのインターネット・オークション事業を含めた、ITソリューション事業を収益の柱として成長させることに関して、対処すべき課題は以下のとおりです。

① システム開発体制の充実

(a) 人材の確保について

当社の事業分野であるITソリューションサービスにおけるプロジェクトの推進に当たっては、顧客のビジネスの本質を理解してビジネス戦略を提案するコンサルティング能力と、IT技術を駆使したシ

システム構築能力の両方を備え、かつ管理・調整能力を併せ持った核となる人材、プロジェクトリーダーの存在が不可欠であります。当社は、このような人材の確保を最重要課題と認識しており、確保に向けて努力しております。同時に、プロジェクト毎に専門性が高い外部スタッフを有効に活用し、コストを意識した上で、納期の厳守、品質の管理、顧客ニーズへのきめ細かい対応ができる体制の強化に取り組んでまいります。

(b) 営業力の強化

当面の営業活動は、当社グループを含め、取引先等の人脈を最大限に活用し、受注目標先を絞り込んで行いますが、開発体制の充実に合わせて、人員を拡充いたします。また、顧客のビジネス展開を見極めて、そのために必要なシステムを先取りし積極的な提案を行い、顧客の期待に応え、その積み重ねで真のビジネスパートナーといえる信頼関係を築き、安定的に受注を確保できる体制の確立を目指して、全社的に取り組んでまいります。

② 内部体制等の強化について

(a) 組織力・人材力の強化

平成18年9月30日現在、当社は、取締役5名（うち非常勤2名）、監査役3名（うち非常勤2名）、従業員5名の非常に小さな組織になっております。今後、事業の成長に合わせて人員の増強を図る方針ですが、現時点では、既存の人材により健全で透明性の高い企業活動を継続するため、各種規定の拡充と運用の実施に取り組み、それらを全社で共有することで、組織力・人材力の強化を推進してまいります。

(b) グループとしての内部管理体制の強化

㈱大黒屋の子会社化にともない、㈱大黒屋におきましても各種規定の整備と運用の実施を進めており、適時開示体制の確立、インサイダー取引規制、コンプライアンスの遵守等上場企業としての社会的責任を周知徹底させ、内部管理体制の確立・強化を進めてまいります。

③ 剰余金の配当について

当期の期末配当につきましては、連結初年度であり、当企業集団の経営体質の強化と今後の安定的かつ持続的事業展開等を総合的に勘案しまして、株主の皆様におかれましては誠に遺憾ながら、配当の実施を見送らせていただきたく存じます。

(5) 主要な事業内容（平成18年9月30日現在）

- ① コンピューターソフトウェアの企画、開発、製造及び販売
- ② 質屋業
- ③ 中古ブランド品買取・販売
- ④ 不動産賃貸業

(6) 主要な事業所（平成18年9月30日現在）

名 称	所 在 地
当 社	東京都品川区東五反田5-23-7
(株)大黒屋ホールディングス	同 上
(株) 大 黒 屋	千葉県船橋市本町1-4-23
(株) エ ビ ス	同 上
ザ グ (株)	同 上

(7) 使用人の状況（平成18年9月30日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
143（一名）	—

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 平成18年9月期より連結財務諸表を作成しているため、前連結会計年度末比増減については記載しておりません。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前会計年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
5名（一名）	3名減（一名）	33.6歳	1.88年

- (注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先（平成18年9月30日現在）

借入先	借入額
オリックス株式会社	8,000百万円
株式会社みずほ銀行	3,000百万円
宮本雅史	150百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	100百万円

(注) 株式会社みずほ銀行及びオリックス株式会社と極限度額1,000百万円のリボルビング・ファシリティ契約（当該事業年度末現在未使用）を締結しております。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、株式会社ニフティから「ディズニーワンダーランド」サービスにおけるスターターキット販売に関する欺罔行為があったとして、不当利得返還等請求訴訟（総額40,356千円）を東京地方裁判所に提訴されており、現在係争中であります。

当該訴訟につきましては弁論は終結しており、判決期日は当初平成18年12月22日でしたが、平成19年1月12日に延期になりました。

当社としては、株式会社ニフティとの契約遂行において瑕疵があったとは認識しておらず、正当な論拠を主張し、勝訴すると判断しております。

この判決結果につきましては、適時開示させていただきます。

会社の状況

(1) 株式の状況（平成18年9月30日現在）

- ① 発行可能株式総数 140,000,000株
- ② 発行済株式の総数 36,223,283株（自己株式567株を除く）
- ③ 株主数 1,887名
- ④ 大株主（発行済株式（自己株式を除く）の総数の10分の1以上の数の株式を保有する株主）

株 主 名	持 株 数	出 資 比 率
オリオン・キャピタル・マネージメント㈱	14,000千株	38.6%
宮 本 雅 史	7,564千株	20.9%

- ⑤ その他株式に関する重要な事項
特記すべき事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度末日における新株予約権の状況
 - イ. 旧商法第280条ノ20並びに旧商法第280条の21の規定に基づく新株予約権
 - 第3回新株予約権（平成15年12月19日第21期定時株主総会決議（特別決議））
 - ・新株予約権の数 900個
 - ・新株予約権の目的である株式の数 普通株式 90,000株
 - ・新株予約権の行使時の払込金額 420円
 - ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 37,800,000円
 - ・新株予約権を行使することができる期間
平成16年1月19日から平成20年1月18日まで
 - ・新株予約権の行使の条件
 - i. 権利行使日においても、当社、当社の関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。但し、対象者が役員任期満了により退任した場合、従業員が定年により退職した場合を除く。
 - ii. 権利の譲渡・質入その他一切の処分は認めない。

- iii. その他権利行使の条件については、当該株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところとする。

・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役(社外取締役除く)	900個	90,000株	1名

第4回新株予約権（平成16年12月22日第22期定時株主総会決議（特別決議））

- ・新株予約権の数 1,550個
- ・新株予約権の目的である株式の数 普通株式 155,000株
- ・新株予約権の行使時の払込金額 294円
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 45,570,000円
- ・新株予約権を行使することができる期間
平成17年7月19日から平成21年1月21日まで

・新株予約権の行使の条件

- i. 権利行使日においても、当社、当社の関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。但し、対象者が役員の任期満了により退任した場合、従業員が定年により退職した場合を除く。
- ii. 権利の譲渡・質入その他一切の処分は認めない。
- iii. その他権利行使の条件については、当該株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところとする。

・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役(社外取締役除く)	1,350個	135,000株	2名

- ロ. 旧商法第280条ノ20条の規定に基づく新株予約権
 第2回新株予約権（平成15年3月7日取締役会決議）
- ・新株予約権の数 26,190個
 - ・新株予約権の目的である株式の数 普通株式 2,619,000株
 - ・新株予約権の行使時の払込金額 190円
 - ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 497,610,000円
 - ・新株予約権を行使することができる期間
平成15年3月25日から平成19年10月31日まで
 - ・新株予約権の行使の条件
 - i. 本新株予約権の移転に際しては、譲受人の氏名及び住所を新株予約権原簿に記載し、かつその氏名を新株予約権証券に記載しなければ、譲受人は本要項に基づく権利を当社に主張できない。本新株予約権の移転に伴い、新株予約権原簿及び新株予約権証券の名義書換を当社に請求する場合は、その新株予約権証券の個数、譲受人の氏名及び住所その他必要な事項を記載した当社所定の書式により請求し、かつその新株予約権証券を当社に提出してその名義書換手続を受けるものとする。
 - ii. その他権利行使の条件については、当該株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところとする。
 - ・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役(社外取締役除く)	250個	25,000株	1名
監査役	200個	20,000株	1名

- ② 当事業年度中に交付した新株予約権の状況
 該当事項はございません。

(3) 会社役員 の 状況 (平成18年 9月30日現在)

① 取締役及び監査役の状況

会社における地位	氏 名	担当及び他の法人等の代表状況
代表取締役社長	久 野 哲 彦	C E O
取 締 役	脇 村 正 紀	管 理 部 長
取 締 役	大 西 幸 志	オリオン・キャピタル・マネー ジメント(株)代表取締役社長
取 締 役	横 山 俊 朗	㈱デジタルゴルフ代表取締役社長
取 締 役	大 浦 隆 文	
常 勤 監 査 役	田 中 嘉 博	
監 査 役	浅 井 昭 弘	税 理 士
監 査 役	内 村 幸 弘	㈱エスシステム 社長室付

- (注) 1. 平成18年6月9日開催の第24期臨時株主総会において、脇村正紀氏及び大西幸志氏の2名が取締役に選任され就任いたしました。
2. 取締役大西幸志氏は社外取締役であります。
3. 監査役内村幸弘氏及び浅井昭弘氏の2名は、社外監査役であります。
4. 平成18年6月30日付をもって、取締役の委嘱が以下のとおり行われました。

会社における地位	氏 名	新	旧
取 締 役	脇 村 正 紀	取締役管理部長	取 締 役
取 締 役	大 浦 隆 文	取 締 役	取締役管理部長

② 取締役及び監査役に支払った報酬その他の職務遂行の対価である財産上の利益の額

区 分	支給人員	当期の支払報酬額	株主総会で定められた報酬限度額
取 締 役	4名	34,240千円	取締役の報酬限度額は月額15,000千円（平成5年12月21日決議）である。但し、使用人兼務取締役の給与は含まない。
監 査 役	3名	8,304千円	監査役の報酬限度額は月額3,000千円（平成5年12月21日決議）である。
合 計	7名	42,544千円	

- (注) 1. 当期末現在の取締役は5名、監査役は3名であります。但し、その内社外取締役1名は無報酬、社外監査役2名に当期支払った報酬は1,200千円であります。
2. 当期におきましては使用人兼務取締役はおりません。
3. 当事業年度においてストックオプションとしての新株予約権の付与はございません。

③ 社外役員に関する事項

取締役 大西幸志

- 他の会社の業務執行取締役の兼任状況
オリオン・キャピタル・マネージメント(株)（以下OCM）代表取締役社長であり、OCMは当社発行済株式14,000千株を保有する筆頭株主であります。
- 当事業年度における活動状況
 - 取締役会への出席状況及び発言状況
平成18年6月9日就任後の出席率は45.45%、発言は2回です。
主に全体の事業計画の進捗状況を逐次把握し、早期実現に向けて的確な提言を行いました。
 - 同氏の意見により変更された事業方針
特にございませぬ。

監査役 浅井昭弘

- 他の会社の業務執行取締役の兼任状況
(有)アサイビジネスサーチャーター代表取締役社長であり、浅井昭弘税理士事務所代表であります。

2. 当事業年度における活動状況
 - イ) 取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況
取締役会出席率は100%、発言は14回です。
監査役会出席率は100%、発言は5回です。
主に税理士としての専門的見地からの発言を行っております。
 - ロ) 同氏の意見により変更された事業方針
特にございません。

監査役 内村幸弘

1. 他の会社の役員の兼任状況
当社子会社(株)大黒屋ホールディングス監査役であります。
2. 当事業年度における活動状況
 - イ) 取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況
取締役会出席率は100%、発言は14回です。
監査役会出席率は100%、発言は5回です。
 - ロ) 同氏の意見により変更された事業方針
特にございません。

(4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

明誠監査法人（一時会計監査人）

- (注) 1. 当社の会計監査人でありました中央青山監査法人（平成18年9月1日付で、みすず監査法人に名称変更）は、平成18年5月10日付で金融庁より平成18年7月1日から平成18年8月31日までの2ヶ月間、業務停止処分を受けました。これにより同監査法人は当社の会計監査人としての資格を喪失し退任いたしました。当社監査役会は、平成18年9月期決算への対応を含め諸般の状況を総合的に検討した結果、当社に対する監査業務が間断なく行われることを図るため、平成18年7月1日をもって明誠監査法人を一時会計監査人に選任することといたしました。
2. 退任した監査法人の名称及び所在地
名 称 中央青山監査法人(平成18年9月1日付で、みすず監査法人に名称変更)
事務所所在地 東京都千代田区霞が関3丁目2番5号霞が関ビル

3. 就任した一時会計監査人の名称及び所在地
名 称 明誠監査法人
事務所所在地 東京都品川区東五反田 1 丁目10番11-607号

② 会計監査人に対する報酬等

- (1) 当該事業年度に係る会計監査人報酬等の額
- i. 中央青山監査法人（平成18年 9 月 1 日付で、みすず監査法人に名称変更） 21,000千円
 - ii. 明誠監査法人 3,600千円
- (2) 当社及び当子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額
- i. 中央青山監査法人（平成18年 9 月 1 日付で、みすず監査法人に名称変更） 21,000千円
 - ii. 明誠監査法人 3,600千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と証券取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、(1)の金額には証券取引法に基づく監査の報酬等の額を含めておりません。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会が会社法第340条第1項に定める解任事由に該当すると判断した場合

④ 会計監査人が受けた過去2年間の業務停止の内容

金融庁が平成18年 5 月10日付で発表した懲戒処分の内容の概要

- (1) 処分対象
中央青山監査法人（平成18年 9 月 1 日付で、みすず監査法人に名称変更）
（所在地：東京都千代田区霞が関 3 丁目 2 番 5 号霞が関ビル）
- (2) 処分内容
業務の一部停止 2 ヶ月（平成18年 7 月 1 日から平成18年 8 月31日まで）
〔停止する業務〕
証券取引法監査及び会社法（商法特例法）監査（法令に基づき、会社法（商法特例法）に準じて実施される監査を含む。）。但し、一定の監査業務を除外するものとする。

(3) 処分理由

株式会社カネボウの平成11年3月期から平成15年3月期までの各有価証券報告書の財務諸表類に関して、それぞれ虚偽の記載があったのにもかかわらず、同監査法人の関与社員は故意に虚偽のないものとして証明した。

⑤ 当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の当社の子会社の計算書類監査の状況

該当事項はございません。

⑥ 当該事業年度中に辞任した会計監査人に関する事項

当社の会計監査人であった中央青山監査法人（平成18年9月1日付で、みすず監査法人に名称変更）は、平成18年5月10日付で金融庁より平成18年7月1日から同年8月31日までの2ヶ月の業務停止処分を受け、平成18年6月30日をもって会計監査人としての資格を喪失したため辞任いたしました。

(5) 会社の体制及び方針

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の業務の適正を確保するための体制

当社は、適正な業務執行のための体制を整備し、運用していくことが重要な経営の責務であると認識し、以下の内部統制システムを構築しております。

(a) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、小規模組織で個々の役職員まで把握出来る状況にあるため、代表取締役自らが繰り返し企業理念の精神を役職員に伝えることにより、法令及び定款に遵守した行動がとられる経営体制の確立に努めております。具体的には、緊急時の連絡体制の確認を行うとともに、風通しの良い社風の維持に心掛け、社内におけるコンプライアンス違反行為が行われ、または行われようとしていることに気がついたときは、報告・連絡・相談が迅速に行われるようにしております。加えて、コンプライアンスの徹底を図るため、管理部においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同部を中心に研修等を通じ、指導しております。

また、重要な法務的問題及びコンプライアンスに関する事項については、社外の弁護士と適宜協議し指導を受けることとしております。

(b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という。）に記録し、保存をしております。取締役及び監査役は、文書管理規程により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとしております。

また、情報の管理については、情報セキュリティに関するガイドライン、個人情報保護に関する基本方針を定めて対応しております。

(c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、コンプライアンス、事業等のリスク（システム開発の遅延、特定顧客への依存、人材の確保、適切な組織対応）及び情報セキュリティ等にかかるリスクについては、各々の所管業務部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は管理部が行うものとしております。

また、新たに生じたリスクについては取締役会においてすみやかに対応責任者となる取締役を定めることとしております。

(d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、原則として毎月1回以上の取締役会を開催し、経営戦略・事業計画等の重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行っております。加えて、取締役会における迅速かつ的確な意思決定に寄与を目的とした経営会議を必要に応じて設置する体制となっております。

業務運営については、事業環境を踏まえた経営計画及び年度予算を立案し、目標を設定するとともに、各々所轄部署においては、その目標達成に向けて具体策を立案・実行しております。

上記の進捗について、投資家その他ステークホルダーの理解を得ることが、効率的な運営には不可欠と考え、年1回のペースでアナリスト、機関投資家を対象とした会社説明会を開催しております。

(e) 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、グループの事業に関して責任を負う取締役を任命し、法令遵守体制、リスク管理体制を整備し、本社管理部はこれらを横断的に推進し、管理する体制となっております。

なお、子会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行うこととなっております。

(f) 監査役の職務を補助すべき使用人

現在、監査役の職務を補助すべき使用人はおりませんが、必要に応じて、監査役の業務補助のため内部監査規程に基づき監査役スタッフを置くこととしております。

(g) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役は、監査役会に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、コンプライアンス違反行為に関する報告・連絡・相談の状況をすみやかに報告する体制を整備しております。

(h) その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役3名が常勤監査役1名及び社外監査役2名で構成され、監査役全員が取締役会ほか重要な会議に常時出席し、取締役の職務執行に対して厳格な監督を行い、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役にその説明を求めることとしております。

なお、監査役は、当社の会計監査人である明誠監査法人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図っております。

② 株式会社の支配に関する基本方針
該当ございません。

但し、当社では、当社の事業の特質や経営方針に理解を示し安定的株式保有を前提とする鼎となる株主が存在しております。

その内訳は以下のとおりでございます。

株 主 名	持 株 数	出 資 比 率
オリオン・キャピタル・マネージメント㈱ (以下OCM)	14,000千株	38.6%
齋藤一族(齋藤武他7名 以下TS)	8,020千株	22.1%
宮 本 雅 史	7,564千株	20.9%

なお、OCM及びTSとは平成18年3月27日付で3カ年の「譲渡制限期間」を設けております。

契約書の概要は以下のとおりとなっております。

〔継続保有義務及び先買権について〕

- I. TS及びOCMは、本件増資（平成18年3月30日付増資をいう。以下同じ。）後3年間は、本件増資株式（TS及びOCMが本件増資により取得した株式をいう。以下同じ。）を継続的に保有するものとし、本件増資株式について、譲渡、担保提供その他の処分を行わない（以下、本条において、かかる譲渡等が制限される期間を「譲渡制限期間」という。）。但し、TS及びOCM間において合意した場合又は以下の各号に定める条件をすべて満たす売却方法による場合はこの限りではない。
- (i) 当社の各事業年度通期の決算発表が行われた日の翌日（同日を含む。）から1箇月以内に行われること（以下、かかる期間を「売却可能期間」という。）。
 - (ii) 本件増資の実行後最初に到来する売却可能期間及びその次に到来する売却可能期間においては、TS及びOCMにより売却される本件増資株式の数量が、両者合計で本件増資の実行直後における完全希釈化ベース（転換予約権、新株予約権その他当社に普通株式を発行させることのできる権利が全て行使されたと仮定した場合における当社の発行済株式総数を分母とした持株比率又は議決権比率の計算方法をいう。以下同じ。）による持株比率の2%以下に相当する数量であり、また、その後到来する売却可能期間においては、本件増資株式の売却によって、当該売却時点におけるTS及びOCMの完全希釈化ベースによる議決権比率が両者合計で33.4%を下回らないこと（以下、かかるTS及びOCM両者合計で売却可能な本件増資株式の数量を「売却可能株式数」という。）。
 - (iii) TS及びOCMにより売却される本件増資株式の数量が、それぞれ、TSについては売却可能株式数に11分の4を、OCMについては売却可能株式数に11分の7を乗じた数量以下であること。
- II. TS又はOCMは、譲渡制限期間の終了後1年間、本件増資株式の全部又は一部について、ブロックトレード又は経営権の移譲を目的とした譲渡であって一定数・割合以上を対象とするものを行おうとする場合には、相互（又はその指定する譲受人）に先買権を付与する。

連結貸借対照表(平成18年9月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	5,830,486	流 動 負 債	1,914,339
現金及び預金	1,089,628	買掛金	1,383
売掛金	205,034	短期借入金	100,000
営業貸付金	1,316,967	1年以内返済予定の長期借入金	600,000
棚卸資産	2,556,665	未払法人税等	382,283
繰延税金資産	595,592	前受金	244,129
その他	71,347	賞与引当金	36,598
貸倒引当金	△ 4,750	ポイントカード引当金	94,818
固 定 資 産	13,327,582	受注損失引当金	200,014
有形固定資産	927,047	株主からの借入金	150,000
建物	278,855	その他	105,111
構築物	4,291	固 定 負 債	10,477,993
車両運搬具	7,431	長期借入金	10,400,000
土地	514,075	退職給付引当金	8,394
その他	122,393	役員退職慰労引当金	9,549
無形固定資産	10,973,151	その他	60,050
のれん	10,926,429	負 債 合 計	12,392,333
その他	46,722	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	1,427,384	株 主 資 本	6,758,121
投資有価証券	74,156	資本金	4,000,000
繰延税金資産	1,032,240	資本剰余金	2,133,292
保証金	286,630	利益剰余金	625,433
その他	36,026	自己株式	△ 603
貸倒引当金	△ 1,670	評価・換算差額等	△ 2,861
資 産 合 計	19,158,069	その他有価証券評価差額金	△ 2,861
		新 株 予 約 権	10,476
		純 資 産 合 計	6,765,735
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	19,158,069

連結損益計算書(自 平成17年10月1日 至 平成18年9月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		4,844,443
売上原価		2,908,790
売上総利益		1,935,652
販売費及び一般管理費		1,187,211
営業利益		748,441
営業外収益		
受取利息	561	
受取配当金	807	
受取保険金	5,302	
消費税還付金	1,763	
その他	5,111	13,546
営業外費用		
支払利息	190,994	
その他金融費用	400,278	
その他	33,917	625,191
経常利益		136,797
特別利益		
投資有価証券売却益	47,927	
貸倒引当金戻入	15,505	
前期損益修正益	8,699	
その他	583	72,715
特別損失		
減損損失	521,367	
受注損失引当金繰入	200,014	
その他	22,983	744,365
税金等調整前当期純損失		534,853
法人税・住民税及び事業税	365,541	
法人税等調整額	△1,500,927	△1,135,386
当期純利益		600,533

連結株主資本等変動計算書(自 平成17年10月1日 至 平成18年9月30日)

(単位：千円)

	株 主 資 本					評価・換算差額等 その他有価証券評価差額金	新株予約権	純資産合計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計			
平成17年9月30日残高	3,719,819	3,743,079	△6,804,706	△603	657,588	22,773	10,476	690,837
当連結会計年度中の変動額								
新株の発行	2,750,000	2,750,000	—	—	5,500,000	—	—	5,500,000
欠損金の填補	△2,469,819	△4,359,786	6,829,606	—	—	—	—	—
当期純利益	—	—	600,533	—	600,533	—	—	600,533
株主資本以外の項目の 当連結会計年度中 の変動額(純額)	—	—	—	—	—	△25,634	—	△ 25,634
当連結会計年度中 の変動額合計	280,180	△1,609,786	7,430,139	—	6,100,533	△25,634	—	6,074,898
平成18年9月30日残高	4,000,000	2,133,292	625,433	△603	6,758,121	△ 2,861	10,476	6,765,735

【連結注記表】

1. 継続企業の前提に関する注記

当連結会計年度において(有)大黒屋ホールディングス（平成18年5月30日付で(株)大黒屋ホールディングスに商号変更）、(株)大黒屋、ザグ(株)及び(株)エビス4社の株式を取得したことに伴い、当連結会計年度より連結計算書類を作成しております。

個別計算書類においては、平成13年9月期以降継続的に営業損失を計上し、また連結営業キャッシュ・フローも当連結会計年度には409,190千円と大幅なマイナスとなっております。当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております。

翌連結会計年度以降当企業集団は、子会社の潤沢なキャッシュ・フローにより、連結ベース資金繰りは安定的で、連結営業キャッシュ・フローは来期よりプラスに転じる見込みであります。

当社は、単体として当該状況を解消すべく、ITソリューション事業を収益の柱として成長させるための重点課題として、「システム開発体制の充実」と「営業力の強化」を掲げて、下記のとおり総力をあげて取り組んでまいります。

① システム開発体制の充実

顧客のビジネスの本質を理解し、ビジネス戦略を提案するコンサルティング能力とIT技術を駆使したシステム構築能力の両方を備え、かつ管理・調整能力を併せ持った核となる人材の確保を進めると同時に、プロジェクト毎に専門性が高い外部スタッフを有効に活用し、コストを意識した上で、納期の厳守、品質の確保、顧客ニーズへのきめ細かい対応ができる体制の強化に取り組んでまいります。

② 営業の強化

当面の営業活動は、当社グループを含め、取引先等の人脈を最大限に活用し、受注目標先を絞り込んで行いますが、開発体制の充実に合わせて、人員を拡充いたします。また、顧客のビジネス展開を見極めて、そのために必要なシステムを先取りし積極的な提案を行い、顧客の期待に応え、その積み重ねで真のビジネスパートナーといえる信頼関係を築き、安定的に受注を確保できる体制の確立を目指して、全社的に取り組んでまいります。

さらに、(株)大黒屋の子会社化により、当社が持つインターネット上のインフラ構築及び運用のノウハウと、同社が所有するブランド品に対する高度な査定・買取りに関するノウハウを融合させて、ブランド品リサイクルのインターネット・オークション事業への参入を目指しておりますが、その早期立ち上げに向けて当社グループは力を合わせて取り組んでまいります。

従いまして、連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を連結計算書類には反映していません。

2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

連結子会社の数 4社

連結子会社の名称 (株)大黒屋

ザグ(株)

(株)エビス

(株)大黒屋ホールディングス

※ 平成18年3月31日に株式を取得した(株)大黒屋、ザグ(株)及び(株)エビスの3社並びに平成18年3月3日に社員持分を取得した(有)大黒屋ホールディングスは、当連結会計年度より連結子会社となりました。なお(有)大黒屋ホールディングスは平成18年5月30日付で(株)大黒屋ホールディングスに商号を変更しております。

なお、非連結子会社はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

非連結子会社及び関連会社が存在しないため、該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社のうち、(株)大黒屋、ザグ株の事業年度末は3月31日、(株)エビスの事業年度末は4月30日であります。連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

(4) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法、売却原価は移動平均法）

時価のないもの

移動平均法による原価法

ロ. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品：個別法による原価法

貯蔵品：最終仕入原価法による原価法

仕掛品：個別法による原価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

主として定率法によっております。

但し、建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。

- ロ. 無形固定資産
自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3～5年）に基づく定額法により償却しております。
- ③ 重要な引当金の計上基準
- イ. 貸倒引当金：債権の貸倒れによる損失に備える為、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - ロ. 賞与引当金：従業員に支給する賞与に充てるため、将来の支給見込額のうち、当連結会計年度末の負担額を計上しております。
 - ハ. ポイントカード引当金：販売促進を目的とするポイントカード制度に基づき、顧客へ付与したポイントの利用に備えるため、当連結会計年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。
 - ニ. 受注損失引当金：受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。
 - ホ. 退職給付引当金：従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、連結子会社は、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当会計連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。
 - ヘ. 役員退職慰労引当金：一部の連結子会社において役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計期間末要支給額を計上しております。
- ④ 重要なリース取引の処理方法
- リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引にかかる方法に準じた会計処理によっております。
- ⑤ その他連結計算書類作成のための重要な事項
- イ. 営業貸付金利息の計上基準
現金基準によっております。
 - ロ. 消費税等の処理方法
消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

- ⑥ 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項
 連結子会社の資産及び負債の評価方法は、全面時価評価法を採用しております。
- ⑦ のれんの償却に関する事項
 のれんの償却については、20年間の均等償却を行っております。
- ⑧ 連結納税制度の適用
 当社及び連結子会社は、平成18年10月1日に開始する連結会計年度より連結納税の適用を受けることにつき、国税庁長官の承認を受けました。また、当連結会計年度より「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その1）」（実務対応報告第5号）及び「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その2）」（実務対応報告第7号）に基づき、連結納税制度の適用を前提とした会計処理及び表示をしております。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

担保に供している資産は次のとおりであります。

① 預 金（質権）	136,349千円
② 売 掛 金（譲渡担保）	204,895千円
③ 営業貸付金（譲渡担保）	1,316,967千円
④ 棚 卸 資 産（譲渡担保）	2,222,475千円
⑤ 建 物（抵当権）	186,527千円
⑥ 土 地（抵当権）	509,816千円

上記以外に商標権の質権設定をしております。

なお、関係会社株式（取得価額21,756,347千円）につきましては質権が設定されておりますが、連結子会社のため連結貸借対照表では相殺消去されております。

上記に対応する債務の総額 11,150,000千円

上記債務の総額以外に極度限度額1,000百万円のリボルビング・ファンリティ契約（当連結会計年度末現在未使用）がございます。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額	587,759千円
--------------------	-----------

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
発行済株式				
普通株式(注)	14,223,850	22,000,000	—	36,223,850
合計	14,223,850	22,000,000	—	36,223,850
自己株式				
普通株式	567	—	—	567
合計	567	—	—	567

(注) 発行済株式の総数の増加は、第三者割当による新株発行を実施したことによるものであります。

(2) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(3) 当連結会計年度末日における新株予約権（権利行使期間が到来しているもの）の目的となる株式数

平成15年3月7日開催の取締役会決議による新株予約権

2,619,000株

平成15年12月19日開催の定時株主総会の決議によるストックオプション

90,000株

平成16年12月22日開催の定時株主総会の決議によるストックオプション

155,000株

5. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 186円49銭

(2) 1株当たり当期純利益 23円67銭

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎

当期純利益 600,533千円

普通株主に帰属しない金額 ー千円

普通株式に係る当期純利益 600,533千円

普通株式の期中平均株式数 25,373千株

6. 重要な後発事象に関する注記

当社の連結子会社である㈱大黒屋ホールディングスと㈱大黒屋、ザグ㈱及び㈱エビスは平成18年12月1日に合併いたしました。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成18年11月27日

株式会社ディーワンダーランド
取締役会 御中

明 誠 監 査 法 人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 武 田 剛 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 西 谷 富 士 夫 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ディーワンダーランドの平成17年10月1日から平成18年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ディーワンダーランド及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

連結注記表の継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、会社は、個別計算書類において平成13年9月期以降継続的に営業損失を計上し、また当連結会計年度には営業キャッシュ・フローが409,190千円のマイナスの状況にあり、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営計画等は当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を連結計算書類には反映していない。

連結注記表の重要な後発事象に関する注記に記載のとおり、当社の連結子会社である株式会社大黒屋ホールディングスと株式会社大黒屋、ザグ株式会社及び株式会社エビスは平成18年12月1日に合併することを予定している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告書 謄本

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成17年10月1日から平成18年9月30日までの第24期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1、監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2、監査の結果

会計監査人明誠監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成18年11月27日

株式会社ディーワンダーランド 監査役会

常勤監査役 田中嘉博 ㊟

社外監査役 浅井昭弘 ㊟

社外監査役 内村幸弘 ㊟

貸借対照表 (平成18年9月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	929,617	流 動 負 債	1,033,548
現金及び預金	181,090	短期借入金	400,000
売掛金	139	未払金	30,120
仕掛品	334,189	未払費用	3,485
前払費用	4,682	前受金	244,129
未収消費税等	12,018	預り金	1,707
繰延税金資産	397,458	未払法人税等	4,090
その他	39	受注損失引当金	200,014
固 定 資 産	6,867,053	株主からの借入金	150,000
有 形 固 定 資 産	324,155	固 定 負 債	13,200
建物	91,650	退職給付引当金	650
構築物	2,553	預り保証金	12,550
工具器具備品	1,430	負 債 合 計	1,046,748
土地	228,521	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	62	株 主 資 本	6,739,446
電話加入権	62	資本金	4,000,000
投 資 そ の 他 の 資 産	6,542,834	資本剰余金	2,133,292
投資有価証券	5,500	資本準備金	1,000,000
関係会社株式	5,505,100	その他資本剰余金	1,133,292
繰延税金資産	1,022,152	利益剰余金	606,758
保証金	10,082	利益準備金	24,900
資 産 合 計	7,796,670	その他利益剰余金	581,858
		繰越利益剰余金	581,858
		自己株式	△ 603
		新 株 予 約 権	10,476
		純 資 産 合 計	6,749,922
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	7,796,670

損益計算書(自 平成17年10月1日 至 平成18年9月30日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		40,901
売 上 原 価		12,014
売 上 総 利 益		28,887
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		150,303
営 業 損 失		121,415
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	0	
受 取 配 当 金	320	
消 費 税 還 付 金	1,782	
そ の 他	579	2,683
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	6,768	
そ の 他	25,061	31,830
経 常 損 失		150,563
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	47,927	
前 期 損 益 修 正 益	8,699	56,626
特 別 損 失		
減 損 損 失	521,367	
受 注 損 失 引 当 金 繰 入	200,014	
仕 掛 品 処 分 損	21,222	742,605
税 引 前 当 期 純 損 失		836,541
法 人 税 ・ 住 民 税 及 び 事 業 税	1,210	
法 人 税 等 調 整 額	△1,419,610	△1,418,400
当 期 純 利 益		581,858

株主資本等変動計算書(自 平成17年10月1日 至 平成18年9月30日)

(単位：千円)

	株 主 資 本							自己株式
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
平成17年9月30日残高	3,719,819	3,743,079	—	3,743,079	24,900	△6,829,606	△6,804,706	△603
当事業年度中の変動額								
新株の発行	2,750,000	2,750,000	—	2,750,000	—	—	—	—
資本準備金の振替	—	△1,133,292	1,133,292	—	—	—	—	—
欠損金の填補	△2,469,819	△4,359,786	—	△4,359,786	—	6,829,606	6,829,606	—
当期純利益	—	—	—	—	—	581,858	581,858	—
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	—
当事業年度中の変動額合計	280,180	△2,743,079	1,133,292	△1,609,786	—	7,411,464	7,411,464	—
平成18年9月30日残高	4,000,000	1,000,000	1,133,292	2,133,292	24,900	581,858	606,758	△603

	株 主 資 本	評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	株主資本合計	その他有価証券 評価差額		
平成17年9月30日残高	657,588	22,773	10,476	690,837
当事業年度中の変動額				
新株の発行	5,500,000	—	—	5,500,000
資本準備金の振替	—	—	—	—
欠損金の填補	—	—	—	—
当期純利益	581,858	—	—	581,858
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額(純額)	—	△22,773	—	△22,773
当事業年度中の変動額合計	6,081,858	△22,773	—	6,059,084
平成18年9月30日残高	6,739,446	—	10,476	6,749,922

【個別注記表】

1. 継続企業の前提に関する注記

当社は、前事業年度79,602千円、当事業年度121,415千円の営業損失を計上しており、また営業キャッシュ・フローも前期7,818千円、当期348,300千円とマイナスとなっております。当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております。

当社は、当該状況を解消すべく、ITソリューション事業を収益の柱として成長させるための重点課題として、「システム開発体制の充実」と「営業力の強化」を掲げて下記の通り、総力をあげて取り組んでまいります。

① システム開発体制の充実

顧客のビジネスの本質を理解し、ビジネス戦略を提案するコンサルティング能力とIT技術を駆使したシステム構築能力の両方を備え、かつ管理・調整能力を併せ持った核となる人材の確保を進めると同時に、プロジェクト毎に専門性が高い外部スタッフを有効に活用し、コストを意識した上で、納期の厳守、品質の確保、顧客ニーズへのきめ細かい対応ができる体制の強化に取り組んでまいります。

② 営業の強化

当面の営業活動は、当社グループを含め、取引先等の人脈を最大限に活用し、受注目標先を絞り込んで行いますが、開発体制の充実に合わせて、人員を拡充いたします。また、顧客のビジネス展開を見極めて、そのために必要なシステムを先取りし積極的な提案を行い、顧客の期待に応え、その積み重ねで真のビジネスパートナーといえる信頼関係を築き、安定的に受注を確保できる体制の確立を目指して、全社的に取り組んでまいります。

なお、翌事業年度以降は、子会社の潤沢なキャッシュ・フローにより、連結営業キャッシュ・フローがプラスに転じる見込であることから、資金繰の面では問題ありません。

従いまして、計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を計算書類には反映しておりません。

2. 重要な会計方針に係る事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法、売却原価は移動平均法）

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品：個別法による原価法

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産：定率法

但し、建物（建物附属設備を除く）については定額法を採用しております。

無形固定資産：自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3～5年）に基づく定額法により償却しております。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金：債権の貸倒れによる損失に備える為、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

受注損失引当金：受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。

退職給付引当金：従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

(5) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引にかかる方法に準じた会計処理によっております。

(6) 消費税等の処理方法

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

3. 会計方針の変更

(固定資産の減損に係る会計基準)

当事業年度より、「固定資産の減損に係る会計基準」（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日）を適用しております。

これにより、営業損失及び経常損失が8,332千円減少し、税引前当期純損失が513,034千円増加しております。

(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)

当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。

従来資本の部の合計に相当する額は、6,739,446千円であります。

(自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準)

当事業年度より、改正後の「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年12月27日 改正企業会計基準第1号）及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 平成17年12月27日 改正企業会計基準適用指針第2号）を適用しております。

これによる損益に与える影響はありません。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

① 建物（抵当権）	91,650千円
② 土地（抵当権）	228,521千円
上記に対応する債務の総額	150,000千円
(2) 有形固定資産の減価償却累計額	330,173千円
(3) 関係会社に対する金銭債務	
短期金銭債務	300,000千円

5. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高
 営業取引以外の取引高 221千円

(2) 減損損失
 当会計期間において、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場 所	用 途	種 類
名 古 屋	不 動 産	土 地 、 建 物 等
岐 阜	不 動 産	土 地 、 建 物 等
本 社	ソ フ ト 開 発 事 業	工 具 器 具 備 品
本 社	共 用 資 産	建 物
本 社	遊 休 資 産	工 具 器 具 備 品

(資産グルーピングの方法)

事業別に資産のグルーピングを行っており、不動産、ソフト開発事業、共用資産、遊休資産の4区分に分け、さらに不動産については、ロケーションごとに区分しております。

(減損損失の認識に至った経緯)

これらの資産グループのうち、名古屋及び岐阜の賃貸不動産については、取得時から大幅な時価の下落により、本社共用資産、ソフト開発事業資産については、継続的な営業損益の悪化により、遊休資産については、将来の用途が定まっていないため、減損損失を認識しております。

(減損損失の金額)

減損損失の内訳は、名古屋の不動産397,288千円（建物122,385千円、土地272,975千円、構築物1,927千円）、岐阜の不動産103,202千円（建物10,724千円、土地92,409千円、構築物68千円）、本社ソフト開発事業資産6,363千円（器具工具備品6,192千円、ソフトウェア171千円）、本社共用資産10,467千円（建物7,078千円、工具器具備品1,480千円、ソフトウェア277千円、電話加入権1,631千円）、遊休資産4,044千円（工具器具備品4,044千円）であります。

(回収可能価額の算定方法)

資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しております。名古屋及び岐阜の建物及び土地については、不動産鑑定評価基準に基づき算定し、本社共用資産の建物については、ゼロ評価し、それ以外の工具器具備品、電話加入権については取引事例価額等により評価しております。

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度 末の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 末の株式数
自己株式	567	—	—	567

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産

受注損失引当金 81,406千円

退職給付引当金 264千円

減損損失 208,805千円

繰越欠損金 1,784,173千円

小計 2,074,649千円

評価性引当額 △ 655,039千円

繰延税金資産合計 1,419,610千円

繰延税金負債 —千円

繰延税金資産の純額 1,419,610千円

8. リースにより使用する固定資産に関する注記

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
	千円	千円	千円
工具器具備品	3,074	3,022	51
計	3,074	3,022	51

なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(2) 未経過リース料期末残高相当額	
1年内	51千円
1年超	—
計	51

なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法により算定しております。

(3) 支払リース料及び減価償却費相当額	
支払リース料	614千円
減価償却費相当額	614

(4) 減価償却費相当額の算定方法
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金(千円)	事業の内容及び業務	議決権の所有割合	関係内容		取引内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員兼任等	事業上の関係				
その他関係会社	オリオン・ピタラ・マネジメント㈱	東京都港区	3,500,000	投資業、証券及び投資の売買、コンサルティングサルタト	(被所有) 直接 38.6%	役員 1名	—	支利 払息	2,090	—	—

- (注) 1. 取引金額には消費税は含まれておりません。
2. 取引条件及び取引条件の決定方法
社内における見積り額を参考にして協議のうえ、決定しております。

(2) 役員及び個人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業内容の又業 内は	議決権の (被所有)割合	関係内容		取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員 の兼任等	事業上 の関係				
役員	横山俊朗	—	—	㈱デジタル ゴルフ取 締代表 社長	(被所有) 直接 0.6%	役員 1名	—	不動産 賃	16,800	前受金	1,470
主要 株主 (個人)	宮本雅史	—	—	—	(被所有) 直接 20.9%	—	—	資金の 借入	—	短期 借入金	150,000
								建物の担 保提供 (注)3	91,650	—	—
								土地の担 保提供 (注)3	228,521	—	—
								支 払 息	2,812	未 払 用	2,342

- (注) 1. 取引金額には消費税は含まれておりません。
 2. 取引条件及び取引条件の決定方法
 社内における見積り額を参考にして協議のうえ、決定しております。
 3. 当社の株主である宮本雅史氏からの借入金に対する建物及び土地の担保
 提供であります。

(3) 子会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (千円)	事業内容の又業 内は	議決権の (被所有)割合	関係内容		取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員 の兼任等	事業上 の関係				
子会社	㈱大黒 屋ホー ルディ ングス	東京都 品川区	30,500	ホー ル デ ィ カ ニ ー	—	役員 1名	子会社	資金の 借入	300,000	短期 借 入 金	300,000
								支 払 息	221	未 払 用	221

- (注) 1. 取引金額には消費税は含まれておりません。
 2. 取引条件及び取引条件の決定方法
 社内における見積り額を参考にして協議のうえ、決定しております。

10. 1株当たり情報に関する注記
- | | |
|-----------------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 186円05銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 22円93銭 |
| (注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎 | |
| 当期純利益 | 581,858千円 |
| 普通株主に帰属しない金額 | －千円 |
| 普通株式に係る当期純利益 | 581,858千円 |
| 普通株式の期中平均株式数 | 25,373千株 |
11. 重要な後発事象に関する注記
- 当社の連結子会社である㈱大黒屋ホールディングスと㈱大黒屋、ザグ㈱及び㈱エビスは平成18年12月1日に合併いたしました。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成18年11月27日

株式会社ディーワンダーランド
取締役会 御中

明 誠 監 査 法 人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 武 田 剛 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 西 谷 富 士 夫 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ディーワンダーランドの平成17年10月1日から平成18年9月30日までの第24期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。

当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

個別注記表の継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、会社は、前事業年度79,602千円、当事業年度121,415千円の営業損失を計上しており、また営業キャッシュ・フローも前事業年度7,818千円、当事業年度348,300千円のマイナスの状況にあり、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営計画等は当該注記に記載されている。計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を計算書類には反映していない。

個別注記表の会計方針の変更の注記に記載のとおり、会社は当事業年度より「固定資産の減損に関する会計基準」、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」及び「自己株式及び準備金の減少等に関する会計基準」を適用して計算書類及びその附属明細書を作成している。

個別注記表の重要な後発事象に関する注記に記載のとおり、当社の連結子会社である株式会社大黒屋ホールディングスと株式会社大黒屋、ザグ株式会社及び株式会社エビスは平成18年12月1日に合併することを予定している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成17年10月1日から平成18年9月30日までの第24期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1、監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその付属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその付属明細書について検討いたしました。

2、監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその付属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその付属明細書の監査結果

会計監査人明誠監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成18年11月27日

株式会社ディーワンダーランド 監査役会

常勤監査役	田 中 嘉 博	㊟
社外監査役	浅 井 昭 弘	㊟
社外監査役	内 村 幸 弘	㊟

以 上

株主メモ

事業年度	毎年10月1日から翌年9月30日まで
定時株主総会	毎年12月
基準日	定時株主総会の議決権 9月30日 期末配当金 9月30日 中間配当金 3月31日
株主名簿管理人	東京都港区芝三丁目33番1号 中央三井信託銀行株式会社
同事務取扱所	東京都杉並区和泉二丁目8番4号（〒168-0063） 中央三井信託銀行株式会社 証券代行部 電話 0120-78-2031（フリーダイヤル）
同 取 次 所	中央三井信託銀行株式会社全国各支店 日本証券代行株式会社本店および全国各支店
公 告 方 法	電子公告の方法により行います。 但し、やむをえない事由により電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載いたします。 公告掲載URL (http://www.dwonderland.co.jp)